

令和 8 年 8 月 3 日 事務局 長 決 裁
令和 8 年 8 月 5 日 施 行

那覇エコアイランド施設見学に関する実施要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、那覇エコアイランドの施設見学（以下「施設見学」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(施設見学の休業日)

第 2 条 施設見学の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
 - (3) 6 月 23 日(慰霊の日)
 - (4) 1 月 2 日及び 3 日並びに 12 月 29 日から同月 31 日まで
 - (5) 公共交通が運休となった場合又は暴風警報等が発令された日
- 2 前項の休業日は、那覇市・南風原町環境施設組合管理者（以下「管理者」という。）が必要と認めるときは変更することができる。

(施設見学の時間)

第 3 条 エコアイランドの施設見学等の時間は、次のとおりとする。
ただし、管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 月曜日から金曜日の午前 9 時から午前 11 時 30 分又は午後 1 時から午後 3 時 30 分まで

(施設見学の対象者)

第 4 条 施設見学の対象となる者は、原則 5 名以上の団体とし、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、第 2 号及び第 3 号については原則 20 名以下の団体とする。

- (1) 那覇市在又は南風原町在の小学校及び中学校
- (2) 那覇市在又は南風原町在の小・中学校を除く団体及び個人
- (3) その他管理者が特別な理由があるとして認める者

(施設見学の申請)

第 5 条 前条に該当し、エコアイランドの施設見学を希望する者は、次の各号に掲げる期日までに、那覇エコアイランド施設見学申請書(第 1 号様式)を管理者に提出しなければならない。

- (1) 那覇市在又は南風原町在の小学校及び中学校
見学希望日の 4 週間前まで
- (2) 那覇市在又は南風原町在の小・中学校を除く団体及び個人
見学希望日の 4 週間前から 7 日前まで
- (3) その他管理者が特別な理由があるとして認める者
管理者が定める期日まで

2 管理者は、前項の申請があったときは、次に掲げるやむを得ない理由がない限り受理するものとする。

- (1) 第2条に規定する休業日
 - (2) 既に予約が入っており、物理的に対応が不可能な場合
 - (3) 議会開会中、工事等業務に支障をきたす場合
 - (4) その他管理者が施設管理等に支障があると認めた場合
- 3 管理者は、中学生以下の施設見学については、安全を確保できる引率者を配置することを条件に許可するものとする。
- 4 管理者は、施設見学者の安全の確保が確認できない場合は、予約の取り消し、施設見学の中止を行うことができる。

(遵守事項)

第6条 施設見学者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 立ち入り禁止場所へ入らないこと。
- (2) 施設の安全稼働に支障を及ぼす行動は厳につつしむこと。
- (3) 所定の場所以外で喫煙し、又は飲食しないこと。
- (4) 敷地内で火気は使用しないこと。
- (5) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品を携帯しないこと。
- (6) 動物、ペット類を帯同しないこと。
- (7) その他管理者の指示すること。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか施設見学に関し必要な事項は、管理者が定める。

附則

この要領は、平成19年6月25日から施行する。

附則

この要領は、令和8年8月5日から施行する。

(令和8年8月3日事務局長決裁)

第 1 号様式(第 4 条関係)

那覇エコアイランド施設見学申請書

年 月 日

那覇市・南風原町環境施設組合
管 理 者 様

申請者 所在地
団体名
代表者 印
連絡先 担当者
電 話

次のとおり、那覇エコアイランドの施設見学等について申し込みます。

日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
見 学 目 的	
見 学 者 人 数	人
備 考	

- ※ 申込みをする際は、事前に係員と日程調整を行ってください。
- ※ 施設見学等の休業日は、土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、慰霊の日（6月23日）、1月2日及び3日並びに12月29日から同月31日です。
- ※ 公共交通が運休となった場合又は暴風警報等が発令された場合は、施設見学は中止します。
- ※ 中学生以下の団体は教職員等の引率が必須です。

- （遵守事項）
- (1) 立ち入り禁止場所へ入らないこと。
 - (2) 施設の安全稼働に支障を及ぼす行動は厳につつしむこと。
 - (3) 所定の場所以外で喫煙し、又は飲食しないこと。
 - (4) 敷地内で火気は使用しないこと。
 - (5) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品を携帯しないこと。
 - (6) 動物、ペット類を帯同しないこと。
 - (7) その他管理者の指示すること。